

## 「サプライヤー取引に関するグループポリシーガイドライン」順守状況調査に基づく取引先との対話

No.	実施時期	所在地	取引内容 (調達品)	対話形式	対話にもとづく提案など
2024年①	2024年3月	日本	原料	訪問・対面	経営判断がトップに集約される形で運営されており、日常管理は行われているものの、制度やルール化は発展途上の段階。既存のマネジメントシステムの知見を活かした段階的な仕組みづくりを進めることを推奨。就業規則の改訂や専門家と連携した仕組みづくりに取り組む意向が示された。
2024年②	2024年6月	日本	原料	オンライン	トップ主導でCSRに取り組む姿勢は見られる一方、リスクの整理や文書化が十分に進んでいない状況が見られた。人権リスクの把握・管理の整理、方針の簡素な文書化、従業員への周知・教育の機会づくりを、段階的に進めることを提案。
2024年③	2024年6月	日本	原料	訪問・対面	創業以降、現場と経験を重視した経営が行われ、正式なルールや体制の明文化は限定的であった。本対話を学びの機会として、「従業員を大切に取る取組」を人権の観点で整理し、体制整備を進めていく意向が示された。
2024年④	2024年7月	日本	原料	訪問・対面	日常的なコミュニケーションのもと事業運営が行われており、対話を通じて、安全や多様性への配慮を含めた取組を人権の視点で確認していく重要性が共有された。
2024年⑤	2024年8月	日本	原料	オンライン	人権に関するお問い合わせの増加を背景に、基本的な考え方の整理・文書化の必要性が認識されていた。対話を通じて、詳細な規定にこだわらず企業としての基本姿勢を簡潔に文書化していく意向が示された。
2024年⑥	2024年8月	日本	原料	オンライン	従業員との日常的なコミュニケーションを重視した職場運営が行われている。対話を通じて、社会的要請の変化への理解が深まり、就業規則への補足や朝礼での周知、安全面では避難訓練の実施など、できることから人権・安全に関する取組を進めていく意向が示された。
2024年⑦	2024年8月	日本	原料	訪問・対面	企業理念の中で人権尊重の考え方は示されており、職場内の意見交換もしやすい環境にあった。法令や社会要請に関する理解を深め、トップマネジメントの関与のもとで、文書化や教育の取組を段階的に強化していくことを推奨。
2024年⑧	2024年9月	日本	原料	訪問・対面	就業規則に対応方針が記載され、外部専門家への相談窓口が従業員に共有されていた。こうした取組は、苦情・相談対応の好事例として評価できることを伝え、今後も継続的な運用を後押しした。
2024年⑨	2024年10月	日本	包材	訪問・対面	就業規則の見直しや取引先との認識共有を進めるなど、前向きな姿勢が見られた。人権を「人を大切に取る取組」として捉え、差別やハラスメント防止の観点を含めた取組を着実に進めていくことを支援した。
2024年⑩	2024年12月	日本	包材	訪問・対面	法令遵守を前提とした事業運営が行われており、労働時間等のリスクは限定的であった。一方、安全配慮に関する意識にはばらつきが見られた。既存の安全管理や点検を活かしつつ、作業環境や保護具の着用など、基本的な安全対策の再確認と周知を提案した。
2024年⑪	2024年12月	日本	包材	訪問・対面	対話に先立ち、関係先と勉強会を実施するなど主体的な取組が行われており、本調査・対話を契機に、就業規則の改訂や従業員への情報開示を進める意向が示された。対話を通じて、人権課題への関心をさらに深めるとともに、事業上の課題についても継続的に相談・意見交換していきたいとの姿勢が共有された。

2025年①	2025年2月	日本	包材	訪問・対面	従業員への行動指針およびHP掲載のSDGsの再周知、加えて、味の素ホームページ「サプライヤー取引に関するグループポリシー」や公的機関のガイドライン等の確認、社内周知を推奨。ホットラインについては、匿名性が高い社外通報窓の設置を提案(普段顧問をいただいている社労士や弁護士の連絡先を公開など)。また、避難経路や連絡系統を誰もが見る場所に掲示をいただくことを提案
2025年②	2025年2月	日本	原料	訪問・対面	質問票を通じて内容の理解が深まり、施策の検討中。A社から「人権方針」について①社内外への周知(HP掲載)、②「ビジネスと人権」の教育(年二回の全体会)を提案。
2025年③	2025年10月	日本	原料	訪問・対面	人権方針が無い状況。A社からは方針策定およびコンプライアンスの勉強会を提案。また、労働安全について、一度避難訓練を行って課題抽出を行うことを推奨。
2025年④	2025年10月	日本	原料	オンライン	就業規則のなかで、「法令遵守」「反社会的勢力と関係を持たない」等、明文化を推奨。児童労働について、募集要項に明示(例えば、学歴制約)することにより示すことが出来る点や、苦情申し立てを匿名で出来る仕組みを提案。
2025年⑤	2025年10月	日本	機器据付委託	訪問・対面	日本政府等が発行しているガイダンス資料の参照をベースに、人権方針の策定および社内周知を推奨。ホットラインについては、社内外に相談窓口があるが、より能動的な人権課題の把握推奨。最後に、e-ラーニングなど通じた、役員や担当者への研修・教育機会を提供されることも推奨。
2025年⑥	2025年11月	日本	原料	訪問・対面	「汚職・賄賂などの禁止」や「競争制限的行為の禁止」、「各種ハラスメント」について、教育を通じたりテラーの向上を推奨。また、成就労制度について注視、対応の準備、加えて、現場の労働安全について、外国人労働者の言葉で掲示することを推奨。
2025年⑦	2025年11月	日本	原料	訪問・対面	産地訪問する際に人権影響評価実施を推奨します。(中国なので是々非々で)夜間祝日の事故・災害への対応方法・連絡先を事務所や製造現場に掲示することを推奨。
2025年⑧	2025年11月	日本	原料	訪問・対面	大学等の公的機関に対し、贈賄が発生しないように社内教育を提案。また、反社会的勢力との関係根絶について、不当要求への対処方法をアドバイス。加えて、原料サプライチェーンに対する人権影響評価の実施を推奨。
2025年⑨	2025年11月	日本	機器据付委託	オンライン	人権に関する規程や方針の策定・公表、役員・従業員への周知、そしてこれらを継続的に運用できる仕組みづくりを推奨。また、コンプライアンス遵守の観点から法令に関する情報の収集および適切な反映を含め体制が取れているかの確認を提案(接点のある社労士や弁護士等の専門家へご相談含む)。福島鉄工所として、2023年のQAPSフィードバックを受けて「人権方針」「贈賄防止に関するポリシー」の案を作成、2025年度内に策定を予定。
2025年⑩	2025年11月	日本	機器据付委託	オンライン	同上
2025年⑪	2025年11月	日本	機器据付委託	訪問・対面	法令遵守に関して、就業規則や行動規範の適切な更新や周知を推奨。人権の尊重は、行政のガイドライン等の確認の提案、また、企業の人権尊重責任を果たす行動を紹介。労働安全衛生については、(規模的に義務ではないが)避難訓練の実施を提案。
2025年⑫	2025年11月	日本	工事委託	訪問・対面	法令遵守について、特に以下の二点について、社内周知を提案・推奨。 (1)汚職・賄賂などの禁止家公務員とのお付き合いに際してのお願い (2)反社会的勢力との関係根絶、反社会的勢力からの被害防止指針 苦情受付と解決。ホットライン等について、適切な仕組みになっているか、日本政府のガイドラインの参照を提案。人員募集時の年齢に関する記述について、専門家と再確認を推奨。

2025年⑬	2025年11月	日本	工事委託	訪問・対面	9年振りに就業規則の改訂を検討中。公共入札に参加している企業のため、法令遵守の観点から、特に以下の二点については、就業規則の中に追記を提案・推奨。 (1)汚職・賄賂などの禁止 (2)競争制限的行為の禁止 また、人権方針を策定し、社内外に(望ましくは貴社ホームページに掲載)周知していただくことを提案。加えて、その他の政府からの人権尊重の取組み要請(人権リスクの把握・低減、救済の窓口整備)を提案・推奨。
2025年⑭	2025年11月	日本	産廃委託	訪問・対面	「就業規則」の作成・届出、労働者への周知は義務であることを共有。また、「行動規範」の制定と周知を推奨。ホットラインについては、社外の第三者相談窓口の設置などを推奨。加えて、「人権方針の策定」を提案。
2025年⑮	2025年11月	日本	製造委託	オンライン	下記項目について、規定や方針の策定・公表、役員・従業員の皆様への周知、継続的に運用できる仕組みを推奨。 ①汚職・賄賂などの禁止②不適切な利益供与および受領の禁止③競争制限的行為の禁止④適切な輸出入管理⑤人権の尊重⑥反社会的勢力との関係根絶
2025年⑯	2025年11月	日本	製造委託	オンライン	「汚職・賄賂の禁止」「不適切な利益供与および受領の禁止」「反社会的勢力との関係根絶」などの重要事項について役員・従業員に周知すべき項目を定め、定期的な周知活動を行うことを推奨。人権については、日本政府や行政の各種ガイドラインや手引きに則った対策を提案。
2025年⑰	2025年12月	日本	製造委託	オンライン	味の素グループポリシーガイドラインおよび日本政府や各省庁が発表している「ビジネスと人権」に関するガイドラインや手引きの再確認を提案。また、行動規範の掲示に加え、従業員への確実な周知機会設定を推奨。ホットラインについては、利用可能性・公平性・透明性をより高める目的で、外部の専門機関の活用を推奨。